

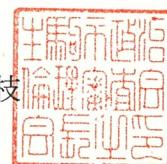


令和 7 年 1 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市政治倫理審査会

会長 藤 次 芳 枝



生駒市政治倫理条例第 9 条の規定に基づく調査請求に係る調査結果について（報告）

令和 7 年 9 月 22 日付け生総第 197 号で調査請求のあった事案について、生駒市政治倫理条例第 9 条第 4 項の規定により、別添のとおり調査結果を報告する。

# 調査結果報告書

## 第1 はじめに

令和7年9月19日付けで市民1名（以下「調査請求者」という。）から、辰巳綾子議員（以下「辰巳議員」という。）の行った行為が生駒市政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第4条に定める政治倫理基準に反する疑いがあるとして、倫理条例第9条第1項の規定による調査の請求（以下「本件請求」という。）が議長になされ、送付を受けた市長から10月7日付けで同条第3項の規定により当審査会に対して調査の求めがあった。

この報告書は、本件請求の対象となった辰巳議員が、倫理条例第4条に定める政治倫理基準に反する行為をしたかどうかについて調査を行い、その結果を倫理条例第9条第4項の規定により報告するものである。

## 第2 本件請求の趣旨及び理由

生駒市法令遵守推進条例第6条第1項において、職員は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとするとされている。記録は、原則として毎月1回、記録した要望等の概要、市の対応方針、担当部署などの一覧表とともに、要望等の種別、要望者の区分ごとの件数を取りまとめられ、ホームページで公表されている。

要望等記録一覧表（令和7年4月分）No.15において、要望者氏名 辰巳綾子 生駒市議会議員 要望等の概要として「市立保育園の担任保育士に不満がある保護者とともに来庁され、担任及び園の対応について不信感があることから担任を外してほしいと要望された」と記載されている。

当該行為は、倫理条例第4条に定める以下の政治倫理基準に反する疑いがある。

### 生駒市政治倫理条例

#### （政治倫理基準）

第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(4) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力

を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 議員は、市職員の昇格、異動等の人事について関与しないこと。

### 第3 弁明の要旨

#### 1 事実誤認について

##### (1) ホームページに掲載されている令和7年度法令遵守要望等記録（No.15）の記述誤りについて

①【要望等の概要】欄に「保護者とともに来庁され」とあることから、要望者氏名は、保護者と辰巳綾子を併記すべきである。

②【要望等の概要】欄の記載内容に誤りがあること

「担任を外してほしいと要望された」との記載については、当該記録の対象となっていると思われる令和7年4月30日の面談時において、私も保護者もそのような発言をしておらず、事実と異なる。

##### (2) 要望等記録報告書（標準様式A）中「要望等の内容・要望者に対する回答内容」の事実誤認について

①「議員が…市教委に対して、保育士の人事に関する要望を行った事案」とあるのは、事実ではない。

②本件は保護者も来庁しており、議員の行為のみを対象とすることは適当ではない。

③「事案の内容は、保護者から『担任保育士を子どもが怖がり、…。担任の保育に信用ができず担任を外して欲しい』との訴えが寄せられたため」とあるのは、○○保育園：対応と課題《経緯》欄に記載されている4月10日及び4月17日の保護者と幼保こども園課とのやり取りであり、私は関わっていない。②にあるように「議員の行為のみを報告対象と」するのであれば、この記述は掲載すべきではない。

④《4月18日》の記録中、「議員控室に職員が呼ばれ」とあるが、自身が所属する日本維新の会の控室ではなく、無会派の控室であり、他の議員も同席していた。

⑤《4月18日》の記録中、「友人の子」とあるが、「友人」とは発言していない。保護者とは、知人程度の関係である。「不信感がある」は、保護者から聞いた言葉であり、私自身の評価ではない。「担任は替えるべきだ」という発言はしていない。

⑥《4月30日》の記録中、「ご両親と同じく担任及び園の対応について市に不信感があること、子どものために担任を替えてほしい旨あらためて主張」とあるが、「安心な保育と子どもたちの笑顔を守ってほしい」という旨のことは発言したが、具体的に担任を替えることを要望したものではなく、一般論として申し上げた。

⑦《その後の市の対応》の記録中、「議員からの要求に関わらず」とあるが、保護者に立ち会っただけで要求はしていない。

## 2 反論

- ・保護者の言葉を担当職員に伝えたのみで、調査請求書の請求の理由にあるような倫理条例第4条第1項第6号に抵触するような人事介入は行っていない。
- ・議員からの要求に関わらず、担任と子どもを離した方が良いと判断したとのことから、本件面談が「公正な職務の妨げ」となったのではなく、「地位による影響力を不正に働きかけ」てもいい。これは、要望等記録報告書の不当要求行為の「可能性なし」欄にチェックが入っていることからも明らかである。
- ・幼保こども園課が、事前に保護者から担任交代の要望を受けていたため、その保護者からの相談を受けた私も同じ意図をもって面談に臨んでいるという思い込みがあったのではないか。
- ・令和7年9月25日の生駒市議会決算審査特別委員会の企画総務分科会では、総務課長から要望等記録は「記録の際その内容を確認した上で客観的正確、簡潔に記録する」と定められているとの答弁があった。
- ・自身は保育士経験があり、数々の保護者要望があるなかで、保育士も守られなければいけない存在だということは十分に理解しており、安易に担任の配置転換を求めるはずがない。
- ・前述の企画総務分科会では、制度上、要望を行った者が記載内容の訂正を求めることができるようになっているものの、現行は要望等記録が恣意的に運用されているため、要望等を行った本人も、記録を取られていることを知らないままホームページに掲載されて初めてそれを知るというのが現状であり、訂正の機会すら奪われていると委員から指摘があった。また、市からは、記載内容が事実と異なる場合は、確認を求めることができるし、当該情報の訂正、追加ということも処理することができる決まりになっているという答弁もあった。
- ・これらの質疑によって、私も訂正できると知り、訂正依頼を2回提出したが、訂正されず、現在も事実と異なる内容のまま公表されている状況である。
- ・本事案が、4ヶ月以上も経ってからホームページに掲載されたことについても疑問がある。時間が経って記憶も曖昧になって記録をとられたとすれば問題である。記録から掲載までの一連の手続についても調査を尽くされたい。

## 第4 審査会による調査

当審査会では、本件請求に係る調査の求めに対して以下のとおり調査を行った。なお、調査請求者に対して本件請求に係る審査会での説明及び追加資料の提出の意思確認を求めたところ、調査請求者からはいずれもしないとの回答であった。

1 本件に係る要望等に対応した次長及び指導主事から本件に関する事情を聴取した。

2 辰巳議員に対して弁明の機会を与え、辰巳議員から本件請求に係る反論書及び、審査会での直接の弁明を受けた。

### 3 調査した書面等

#### (1) 幼保こども園課からの提出書類

- ①要望等記録報告書原本
- ②○○保育園：対応と課題
- ③「要望等記録一覧表（令和7年4月分）No.1 5」を作成した経緯が分かる書類

#### (2) 辰巳議員からの提出書類等

法令遵守要望等記録に関する反論について

- ①4月30日の面談時の音声記録
- ②要望等記録報告書（標準様式A）※(1)①と重複
- ③○○保育園：対応と課題 ※(1)②と重複
- ④保護者からの電話聞き取りメモ
- ⑤令和7年9月25日生駒市議会決算審査特別委員会（企画総務分科会）未定稿会議録抜粋
- ⑥令和7年9月26日付 要望等記録の訂正依頼
- ⑦令和7年10月1日付 要望等記録の訂正依頼

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会が調査の結果、認定した事実

上記第4の調査の結果、審査会が認定した事実は以下のとおりである。

本年4月10日頃、指導主事が本件保育園の園長から、「園児の保護者から、園児が担任を怖がって登園するのを嫌がったり、夜泣きをするので、担任を交代してほしいとの要望を受けた。担任は交代しないが様子を見ていくことにした」旨の報告を受けた。

その後、保護者から再度申入れがあったため、同月 17 日に保護者（母親）、園長、指導主事の三者で話し合い、園長がサポートに入り、しばらく様子を見ることになった。指導主事は、事前に園長から「保護者が担任を代えてほしいと言っている」旨聞いた上で話し合いに臨んだが、上記話し合いの際には保護者（母親）から担任を代えてほしいという発言はなかった。

上記の経緯は指導主事から次長（課長兼務）に報告し、情報共有をしていた。

同月 18 日、辰巳議員が保護者（母親）から電話で相談を受けた。辰巳議員と母親の関係は、議員になる以前に辰巳議員が学童保育に関する署名活動をしていた時に知り合い、連絡先を交換し、顔を合わせると挨拶をする程度であり、特に個人的に親しい付き合いがあるほどではなかった。辰巳議員が元保育士であることから、保護者（母親）より子どもが担任を怖がって登園を嫌がるなどの様子を相談されたが、その際、担任を代えてほしいとの要望や、辰巳議員が何らかの力添えを頼まれたことはなかったとのことであり、そのような内容を認める証拠もない。

辰巳議員は登庁後、他の議員にも相談し、担当課に事情を聞こうと思い、次長に連絡した。次長が無会派の議員控室に赴き、他の議員も居る状況で辰巳議員と 20 分程度話をした。

辰巳議員から、言葉が乱暴で子どもが怖がっている保育士がいるが、問題があるのでないかという趣旨の発言があった。辰巳議員は当初、保育園名や保育士名を出すべきではないと考え、名前を出さずに話していたが、次長からどの園のことか聞かれたため、保育園名を伝えた。

その際、次長としては、辰巳議員から「担任を外してほしい」という言葉があったか否かについては、明確な記憶がないが、それまで指導主事から聞いていた報告と合わせ、辰巳議員も担任を代えることを望んでいると受け止めた。次長は、「その件については、園と連携して対応している」と返答した。

同月 30 日に保護者（両親）と辰巳議員が事前の連絡なく幼保こども園課を訪れたため、課前のブースで話を聞くことになった。

辰巳議員が同席するに至った経緯は、前日に保護者（母親）から LINE で連絡があり、状況が変わらないので、明日父母で市役所に行くが、来られないかと頼まれ、自身も議員になる以前に市民活動をしていた際、市役所に請願に行くときに市議会議員が同席してくれて心強かった経験があり、寄り添ってあげようと思ったとのことである。その際にも、担任を代えてほしいというようなことは聞いていなかったとのことである。

同日の会話では、保護者（父親）から、園児の様子に関する訴えや、「様子を見るだけで改善がないので、子どもも親もしんどい。早急に動いてほしい。」という

発言があった。担任を交代してほしいという旨の直接的な発言があったことが認められる証拠はない。

ただ、次長や指導主事は、それまでの経緯から、父親の発言を、担任交代を求めているのだと受け取り、また辰巳議員が同席していることから、辰巳議員も保護者と同じ意向であると受け止めた。保護者（両親）から園への不満を述べられることは他にもあることではあるが、議員が立ち会うことには違和感を覚えた。

保護者（両親）が発言している間、辰巳議員は同席していたが、発言はなく、最後に「子どもたちの安心と笑顔を守ってほしい」旨の発言をした。

担当課は、その後、園での聞き取り調査を行い、担任の不適切な対応は確認できなかったものの、担任も疲弊していることと、子どもの様子を確認する必要性から、一旦両者を離した方がよいと判断し、担任を離れてもらう措置をとった。

次長と指導主事は、あくまで子どもと担任のことを考えて、教育委員会への報告も行った上で上記措置をとったものであり、辰巳議員の圧力等に影響されたものではない。保護者からの要望はよくあることではあるが、議員が同席したことから、要望等記録をとり、報告を上げた。

## 2 審査会の判断

以上、調査の結果認定した事実から、担当の次長、指導主事が、それまでの園からの報告や話し合いの経緯から、保護者（父親）の「動いてほしい」との発言を、担任の交代を要望していると受け取ったことは無理もないことであり、同席している辰巳議員も両親と同じ意向であると受け止めたことも理解できるところである。

しかしながら、保護者（両親）や辰巳議員から4月18日及び30日の面談において、明確に「担任を外してほしい」という発言があったとは認められなかつた。

また、辰巳議員は、保護者（両親）が担任の交代を要望していると認識して同席したとまでは認められず、むしろ子どもを心配する気持ちから請われて同席したものと推察される。

加えて、担当課の職員は、辰巳議員からの影響を受けず、通常の手続きを経て対応を行っており、辰巳議員の圧力を感じて担任を離れてもらう措置をとったわけではない。

よって、辰巳議員の行動は、倫理条例第4条第4号及び第6号のいずれにも抵触するものとまではいえないとの結論に至った。

## 第6 審査会の意見

辰巳議員の行動は、倫理条例に抵触するものとまではいえないが、園や担当課に強く不満を訴え、再三対応を求めている保護者と市役所との話し合いに同席することは、たとえ辰巳議員自身がそう認識していなかったとしても、保護者と同様の意向で担当課の職員らへの対応を求めていると、職員らに受け止められてもやむを得ない行為である。

さらに、本件は辰巳議員が生駒市法令遵守推進条例の運用を十分認識していなかったことから起きた事案とも推認される。加えて、本来保護者が要望していることを同席した辰巳議員だけが要望したような形で記録し、公表したことも本件請求に至る一因となったと考えられる。

こうしたことから、議員（公職者）や市職員に対しあらためて同条例の運用を周知することを求めたい。

今後も、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという倫理条例の目的を踏まえ、市政の担い手として、市民に疑念や不信感を抱かれるような行為を慎まれることを切に希望する。

令和7年12月2日

### 生駒市政治倫理審査会

会長 藤次芳枝

副会長 里見優

委員 和田博志

### ○審査会の調査経過

年 月 日	内 容
令和7年10月9日 (令和7年度第2回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長から倫理条例第9条第3項の規定に基づき調査の求めがあった。</li><li>・請求の趣旨等を確認するとともに、今後の調査の進め方を協議した。</li></ul>
令和7年10月17日 (令和7年度第3回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・次長及び指導主事から聞き取りを行った。</li><li>・辰巳議員から弁明を受けた。</li><li>・提出書面等をもとに調査を行った。</li></ul>
令和7年11月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出書面等をもとに調査を行った。</li></ul>

(令和 7 年度第 4 回審査会)	
令和 7 年 1 月 2 日	・調査結果を取りまとめた。
(令和 7 年度第 5 回審査会)	